# 第１章　地質調査積算基準

## 第１節　地質調査積算基準

### １－１　適用範囲

この積算基準は，土木事業に係る地質調査に適用する。

### １－２　地質調査業務費

#### １－２－１　地質調査業務費の構成

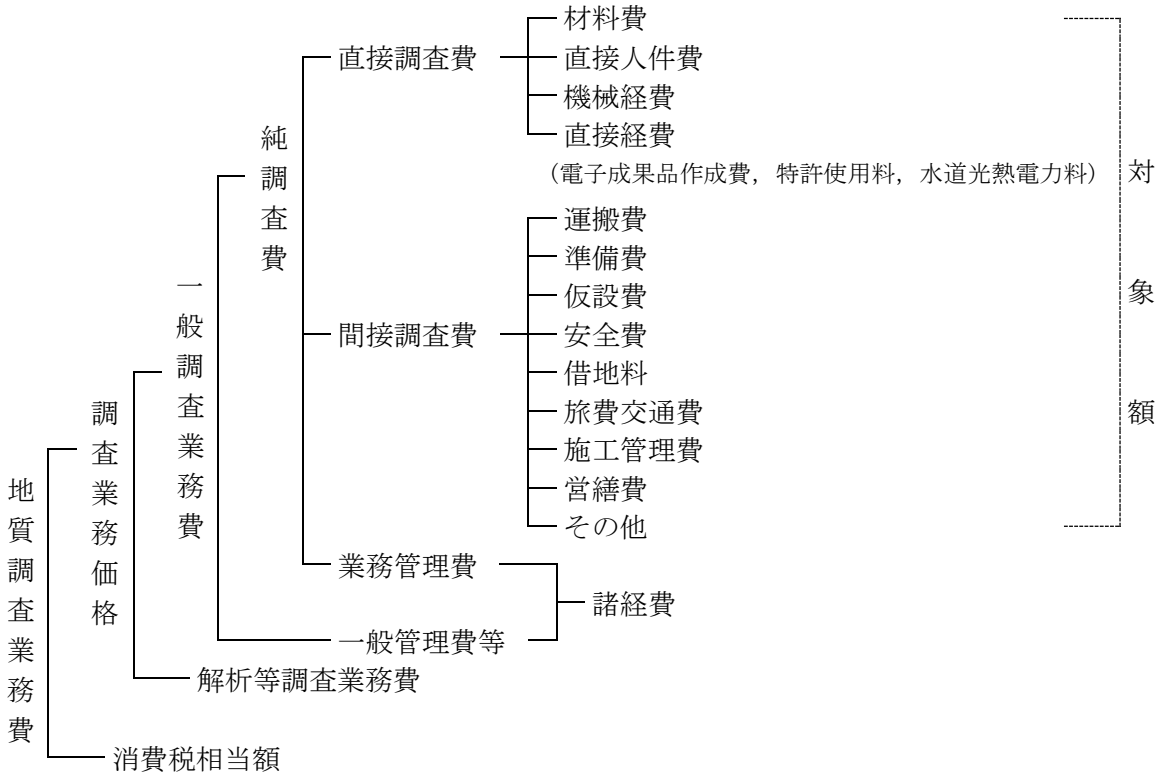


#### １－２－２　地質調査業務費構成費目の内容

（１）　一般調査業務費

一般調査業務費は，当該地質調査に必要な費用である。

1)　純調査費

(ｲ)　直接調査費

直接調査費は，当該業務に必要な経費のうち次の ｲ)から ﾆ)に掲げるものとする。

ｲ)　材料費

材料費は，調査を実施するのに要する材料の費用である。

ﾛ)　直接人件費

業務に従事する者の人件費である。なお，名称およびその基準日額等は別途定める。

ﾊ)　機械経費

調査に必要な機器の損料又は使用料とし，各調査の種別ごとに積算し計上する。

ﾆ)　直接経費

①　電子成果品作成費

電子成果品作成に要する費用を計上する。

②　特許使用料

特許使用料は，契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

③　水道光熱電力料

水道光熱電力料は，当該調査に必要となる電力，電灯使用料及び用水使用料とする。

④　地盤情報データベースに登録するための検定費

地盤情報データベース登録のための，地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお，直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。

(ﾛ)　間接調査費

間接調査費は，業務処理に必要な経費のうち，次の ｲ)から ﾘ)に掲げるものとする。

ｲ)　運搬費

機械器具の運搬は，機械器具および資機材運搬，乱さない試料やコアの運搬，現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。

ﾛ)　準備費

準備及び跡片付け作業（資機材の準備・保管，ボーリング地点の位置出し，資材置き場と作業場所に係る伐開除根及び整地，後片付け，各種許可・申請手続き等），搬入路伐採等に要する費用を計上する。

ﾊ)　仮設費

ボーリングの櫓，足場設備，揚水設備場および足場の設置撤去，機械の分解解体，給水設備，仮道，仮橋等の設備に要する費用とし必要な額を計上する。

ﾆ)　安全費

安全費は，業務における安全対策に要する費用である。

ﾎ)　借地料

特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。ただし営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。

ﾍ)　旅費交通費

当該調査にかかる旅費・交通費を計上する。

ﾄ)　施工管理費

出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。

ﾁ)　営繕費

大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また，弾性波探査で，火薬類取扱所，火工所の設置が必要な場合は，その費用を計上する。

ﾘ)　その他

伐木補償，土地の復旧など必要な費用を計上する。

(ﾊ)　業務管理費

業務管理費は，純調査費のうち，直接調査費，間接調査費以外の経費であり，土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費，業務実績の登録等に要する費用，事務職員の人件費，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。

また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお業務管理費は，一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

また，業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。

2)　一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で，一般管理費及び付加利益である。

(ｲ)　一般管理費

一般管理費は，当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって，役員報酬，従業員給料手当，退職金，法定福利費，福利厚生費，事務用品費，通信交通費，動力用水光熱費，広告宣伝費，交際費，寄付金，地代家賃，減価償却費，租税公課，保険料，雑費等を含む。

(ﾛ)　付加利益

付加利益は，当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって，法人税，地方税，株主配当金，役員賞与金，内部留保金，支払利息及び割引料，支払保証料，その他の営業外費用等を含む。

（２）　解析等調査業務費

解析等調査業務費は，一般調査業務による調査資料等にもとづき，解析，判定，工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

（３）　消費税相当額

消費税相当額は，消費税相当分とする。

## １－３　地質調査業務費の積算方法

地質調査業務費は，次の積算方式によって積算する。

（１）　地質調査業務費

地質調査業務費＝｛（一般調査業務費）＋（解析等調査業務費）｝＋（消費税相当額）

＝｛（一般調査業務費）＋（解析等調査業務費）｝×｛１＋（消費税率）｝

1)　一般調査業務費

一般調査業務費＝｛（直接調査費）＋（間接調査費）｝×｛１＋（諸経費率）｝

＝｛対象額｝×｛１＋（諸経費率）｝

なお｛対象額｝＝｛（直接調査費）＋（間接調査費）｝

2)　諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は，別表第１により対象額（直接調査費＋間接調査費）ごと求めた諸経費率を，当該対象額に乗じて得た額とする。

3)　解析等調査業務費

解析等調査業務費については「土木設計業務等積算基準」による。

別表第１

（１）　諸経費率標準値

| 対 象 額 | 100万円以下 | 100万円を超え3000万円以下 | | 3000万円を超えるもの |
|---|---|---|---|---|
| 適用区分等 | 下記の率とする | (2)の算定式により求められた率とする。ただし，変数値は下記による。 | | 下記の率とする |
| | | A | b | |
| 率又は変数値 | 82.5% | 290.2 | -0.091 | 60.6% |

（２）　算定式

$Z = A \times Y^{b}$

ただし，Ｚ：諸経費率（単位：％）

Ｙ：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

Ａ，ｂ：変数値

（注）　諸経費率の値は，小数点以下第２位を四捨五入して，小数点以下１位止めとする。

### １－４　安全費の積算

安全費とは，当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり，現場状況により，以下の（１）又は（２）により算定した額とする。なお，安全対策上必要となる経費とは，主に現場の一般交通に対する交通誘導員，交通処理，掲示板，保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。

（１）交通処理等に係わる安全費を算出する業務は，主として現道上で連続的に行われ，且つ安全対策が必要となる場合を対象とし，当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

（安全費）＝（直接調査費）×（安全費率）

（注）１．上式の直接調査費は，直接経費を含まない費用である。

安全費率は表－１を標準とする。

表－１　安全費率

| 地域 ＼ 場所 | 大市街地 | 市街地甲 | 市街地乙<br>都市近郊 | そ の 他 |
|---|---|---|---|---|
| 主として現道上 | － | １０．０％ | ９．５％ | ４．５％ |

（注）１．地域が複数となる場合は，地域毎の区間（距離）を重量とし，加重平均により率を小数第１位（小数第２位を四捨五入）まで算出する。

２．地域区分については，第１章 第１節 測量業務積算基準 １－４－２ 変化率の積算 ２．地域・地形区分 を参考とする。

３．調査箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

（２）（１）によりがたい場合は，現場状況に応じて積上げ計算により算出する。